



2021年8月27日

各 位

会社名 ラ サ 商 事 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 井村周一  
(コード番号 3023 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 窪田義広  
(TEL : 03-3668-8231)

### 有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ

当社は、第115期(2017年3月期)から第119期(2021年3月期)第3四半期までの訂正後の連結財務諸表及び第119期(2021年3月期)から第120期(2022年3月期)第1四半期までの連結財務諸表において、限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書及び四半期レビュー報告書をそれぞれ2021年8月27日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様、その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 監査及びレビューを実施した監査法人の名称

第115期から第118期までの有価証券報告書の訂正報告書に係る監査及び第117期第2四半期から第118期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー

普賢監査法人

第119期第1四半期から第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書にかかる四半期レビュー、第119期の有価証券報告書の監査及び第120期第1四半期の四半期報告書の四半期レビュー

八重洲監査法人

#### 2. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の内容

##### (1) 第115期(2017年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第115期(2017年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2016年3月31日現在807百万円及び2017年3月31日現在1,607百万円)の評価の妥当性について、十分かつ適切

な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度及び当連結会計年度の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない

## (2) 第116期(2018年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第116期(2018年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2017年3月31日現在1,607百万円及び2018年3月31日現在1,763百万円)の評価の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度及び当連結会計年度の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

## (3) 第117期(2019年3月期)第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第117期(2019年3月期)第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第2四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2018年3月31日現在1,763百万円及び2018年9月30日現在1,795百万円)の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度並びに当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(4) 第117期(2019年3月期)第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第117期(2019年3月期)第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2018年3月31日現在1,763百万円及び2018年12月31日現在1,839百万円)の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度並びに当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(5) 第117期(2019年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第117期(2019年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2018年3月31日現在1,763百万円及び2019年3月31日現在1,948百万円)の評価の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度及び当連結会計年度の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(6) 第118期(2020年3月期)第1四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第118期(2020年3月期)第1四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2019年3月31日現在1,948百万円及び2019年6月30日現在1,951百万円)の評価の妥当性について、証拠を入手することが

できなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度並びに当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない

(7) 第118期(2020年3月期)第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第118期(2020年3月期)第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第2四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2019年3月31日現在1,948百万円及び2019年9月30日現在2,002百万円)の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度並びに当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(8) 第118期(2020年3月期)第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第118期(2020年3月期)第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券(2019年3月31日現在1,948百万円及び2019年12月31日現在2,024百万円)の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度並びに当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(9) 第118期(2020年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 118 期（2020 年 3 月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の持分法適用会社に係る投資有価証券（2019 年 3 月 31 日現在 1,948 百万円及び 2020 年 3 月 31 日現在 2,115 百万円）の評価の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は前連結会計年度及び当連結会計年度の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(10) 第 119 期（2021 年 3 月期）第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 119 期（2021 年 3 月期）第 1 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第 1 四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券（2020 年 3 月 31 日現在 2,115 百万円及び 2020 年 6 月 30 日現在 2,099 百万円）の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は前連結会計年度並びに当第 1 四半期連結会計期間及び当第 1 四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た

している。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(11) 第119期（2021年3月期）第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第119期（2021年3月期）第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第2四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券（2020年3月31日現在 2,115百万円及び2020年9月30日現在 2,132百万円）の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は前連結会計年度並びに当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(12) 第119期（2021年3月期）第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第119期（2021年3月期）第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末の持分法適用会社に係る投資有価証券（2020年3月31日現在 2,115百万円及び2020年12月31日現在 2,172百万円）の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は前連結会計年度並びに当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規

定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(13) 第 119 期 (2021 年 3 月期) 有価証券報告書の監査報告書

受領した第 119 期 (2021 年 3 月期) の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下 (原文抜粋) のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末の持分法適用会社に係る投資有価証券 (2020 年 3 月 31 日現在 2,115 百万円) の評価の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は前連結会計年度及び当連結会計年度の投資有価証券及び持分法投資損益等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(14) 第 120 期 (2022 年 3 月期) 第 1 四半期報告書の四半期レビュー報告書

受領した第 120 期 (2022 年 3 月期) 第 1 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下 (原文抜粋) のとおりです。

当監査法人は、持分法適用会社について、前連結会計年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度の期首の持分法適用会社に係る投資有価証券 (2020 年 4 月 1 日現在 2,115 百万円) の評価の妥当性について、証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができず、前連結会計年度の第 1 四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の第 1 四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の第 1 四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は前連結会計年度の第 1 四半期連結累計期間の持分法投資損益の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期

レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 3. 監査報告書および四半期レビュー報告書の受領日

2021年8月27日

### 4. 今後の対応

当社といたしましては、限定付き適正意見に至った事由を重く受け止め、速やかに再発防止策を策定のうえ、適切に対処するとともに、第120期（2022年3月期）第2四半期以降の四半期レビュー及び年度監査に協力してまいります。

以 上